

609T

第 二 二 號

別官ヨリ第4師團參謀長、通牒(陸署)
 本件ニ關シ客年九月四日附陸署第五四一號ヲ
 以テ通牒致シ置タル處近ノ右紀念碑後エ
 為除幕式舉行、趣ヲ以テ在京土耳其大使館
 除武官ヨリ別紙ノ通中歟ニタルニ付、行該地去向前
 ハ便宜供與方正手配相煩度通牒ス

陸署第一〇五七號 關稅十二年四月十五日

次官ヨリ内務次官

別官ヨリ憲兵司令部總務部長、通牒

本件ニ關シ在京土耳其大使館附武官ヨリ別紙ノ通
 申越シタルニ付、行該地去向ノ筋ハ便宜供與方可然
 取計ヒ相煩度

陸署第一〇五七號 關稅十二年四月十五日

別官ヨリ在京土耳其大使館附武官ヘ回答

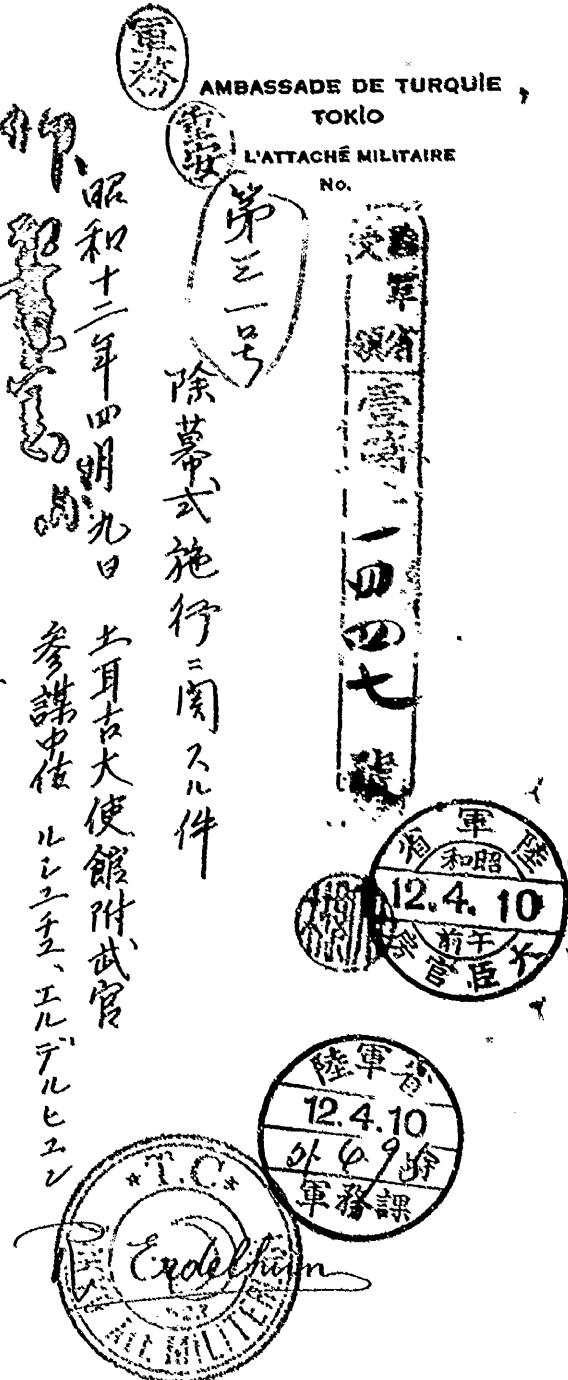
陸軍

四月九日付第三一號貴翰五申越ニ係ル前題ノ件
了承。右、大々前様、向ハ通報般シ置キタルニ付申
遂知相感度及回答候也。

第二〇五七號 昭和十二年四月十五日

1611

१९८



昭和十六年八月二十八日第大二号ヲ以テ通牒候
土耳其巡洋艦エルトグルル号殉難者紀念碑
建設工事ハ日本官民ノ申盡力ニ依リ豫定通
リ着々進捗シ愈々未ル六月三日晨ノモ嘗テ
天皇陛下親シテ此地ニ行幸被遊候紀念日
ニ地元和歌山縣下櫻野崎燈台附近殉難
者靈地ニ於テ大坂近東貿易組合、全日本
貿易組合等ノ主催、下ニ盛大ナル降幕、式ヲ
舉行候度當大使館ニ於テ大使以下館員
全部該ニ小官及補佐官、海軍留學生將校モ
參列仕テ候就テハ何卒諸事格別ノ申援助
賜り度及御願候也

1913
AMBASSADE DE TURQUIE
TOKIO
L'ATTACHÉ MILITAIRE

東洋
土耳其陸軍省

陸軍大臣 杉山元閣下

書留

公用

號碼 736

1614

ル代
立木
ナ
谷
水

31,500

9191

昭和拾二年七月拾六日



1617

土耳其軍艦エルトグルール號殉難將士弔魂碑由來記

顧れば明治廿三年、土耳其國政府はオスマン提督を使節として軍艦エルトグルル

ル號を派遣し、明治大帝に敬意を表し奉つた。乗組員提督以下六百九名。

日本國民の熱誠なる歓迎裡に滞留三ヶ月、同艦は歸途についたのであるが、同年九月十六日南紀櫛野崎沖を通過するに際し、圖らずも荒天に會し、ゆくりなくも海上に漂流、ついに岩礁に乗りあげ、船體は怒濤に破砕された。乗組員の殆ど全員、

敢へなくも異郷の鬼と化したもの五百四拾名。千載の恨を此處に止めた。

悲報天號に達するや、明治大帝にはいたく哀悼を察し給ひ、侍醫を差遣し給はつた。皇后陛下亦被服を遭難士卒に下賜され、且看護婦を派遣して篤く生存者に撫恤

を垂れさせ給はつた。

間もなく生存者は聖意により比叡、金剛の二艦により土國に送還せしめられた。遺骸の收容に、生存者の致謝に、日夜絶食を忘れて奔走した當時の紀州大島村民の義舉は今なほ土耳其國民の語り草になつてゐるところである。かくて、收容されたる殉難將卒の遺骸は同村民によつて櫛野崎燈臺附近絶景の地に懸に合葬されたのであるが、これ即ち現在の靈地である。

自來星移り年々りて茲に五十年、其間村民の墳墓を愛護すること深く、弔祭に關しても常に意を用ひ、十年毎に盛大なる祭典を挙行して殉難將士の英靈を弔ふこと今日にいたつた。

明治廿四年二月、徳川茂昭侯題字「土耳其軍艦遭難者之碑」が建設された。他に二基あり、一はオスマン提督以下將卒の墓標、一は建碑に與與したる特志者の姓名を刻したもので、この三基はすべて有志の寄附により成つたものである。

昭和三年八月五日、大阪日土貿易協會は殉難將士の追悼祭を執行、同墳域に弔碑の建設に着手し、翌四年四月五日之を竣工した。

昭和四年六月三日辰くも、觀上陛下には親しく墳墓に御臨幸あらせられ給うた。

昭和十一年駐日土耳其大使ヒュスレザ・ガレジ氏の斡旋により土耳其國政府は同靈地を改修することに決定、同年十月二十日定礎式を執行した。茲に和歌山縣當局の援助により、生きて築ける日土親善を雄々しく死して永劫となせる殉難將士のため、更に新たに土耳其國政府により記念塔が建設された次第である。

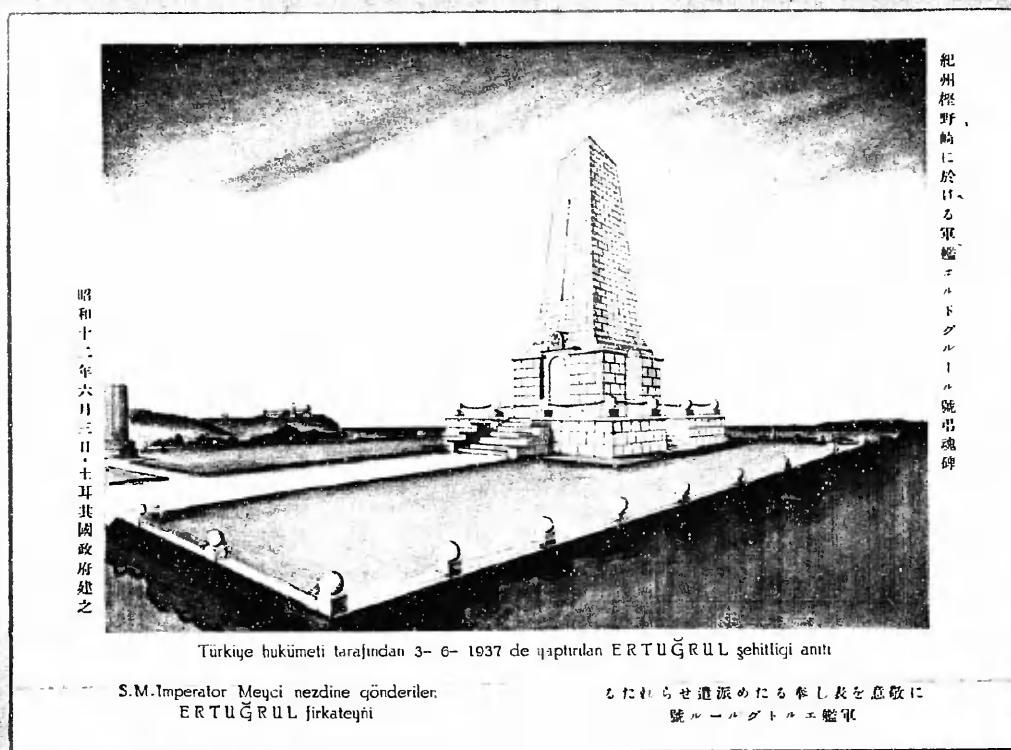
昭和十二年六月三日の吉日を以て、除幕式執行、統して日本官民の主催による嚴

かなる慰靈祭が舉行された。

當日、日土萬會總裁高松宮殿下にはこの式典に御便を差遣し給はつた。洵に感激の極みである。

1619

1620



昭和十二年六月三日・土耳其政府建之

紀州櫻野崎に於ける軍艦オルドルグトル號忠魂碑

Türkçe hükümet tarafından 3- 6- 1937 de yaptırılan ERTUĞRUL şehitliği anıtı

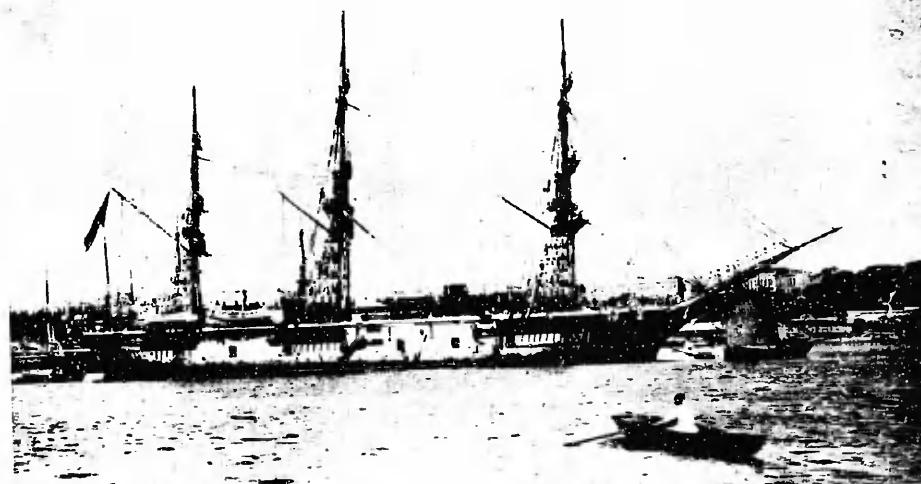
S.M. Imperator Meyci nezdine gönderilen
ERTUĞRUL fırkateyni

たれらせ遣派めたる奉し表を意象に
號ルールダトルエ艦軍

1619

1620

郵便局



1889 senesinde Türkiye hükümeti tarafından
S.M. İmparator Meucci nezdine gönderilen
ERTUĞRUL firkateyni

明治治大帝 りよ府政其耳上年三廿治明
にたれらせ遣派めたる奉し表を意敬に
號ルールグトルニ艦軍

閱



第一回



陸軍 第十一号

平文電報譯

六月一日午前四時一

午後三時一

五分著

發信者參謀部代理

陸軍省外寺倉正三宛

陸普第三號返

佐藤參謀參拜セシム
花川環

處置スミ

1621

陸軍電信署紙1622

法宣
文用武田家也。其子少子也。其子少子也。

三

卷一 宗旨

卷之三

二七

卷之二

卷之三

分

技
手

舊唐書

三八字 オウサカフテウナイ 五四 ハ三時一〇分
リクグ ンセウナイ」テラクラシヨウヅ ウ

リクルートは、リクルートホールディングスの子会社で、主に人材派遣業などを手がけている。

印用
省軍陸
12.6.1.
所存憑據

第一回 電報譯

平文

電報譯

今月三日午前後

九時四十五分著

五分發

發信者土耳其大使

ゲレデ

第
一
號

杉山陸軍大臣 宛

御祝電感謝 = 堪工ス御蔭ヲ持以テア盛大

除幕式終了 重キテ御禮申上ク

1623

紙信著信電軍陸

六

二

九時五〇

技术
手
写

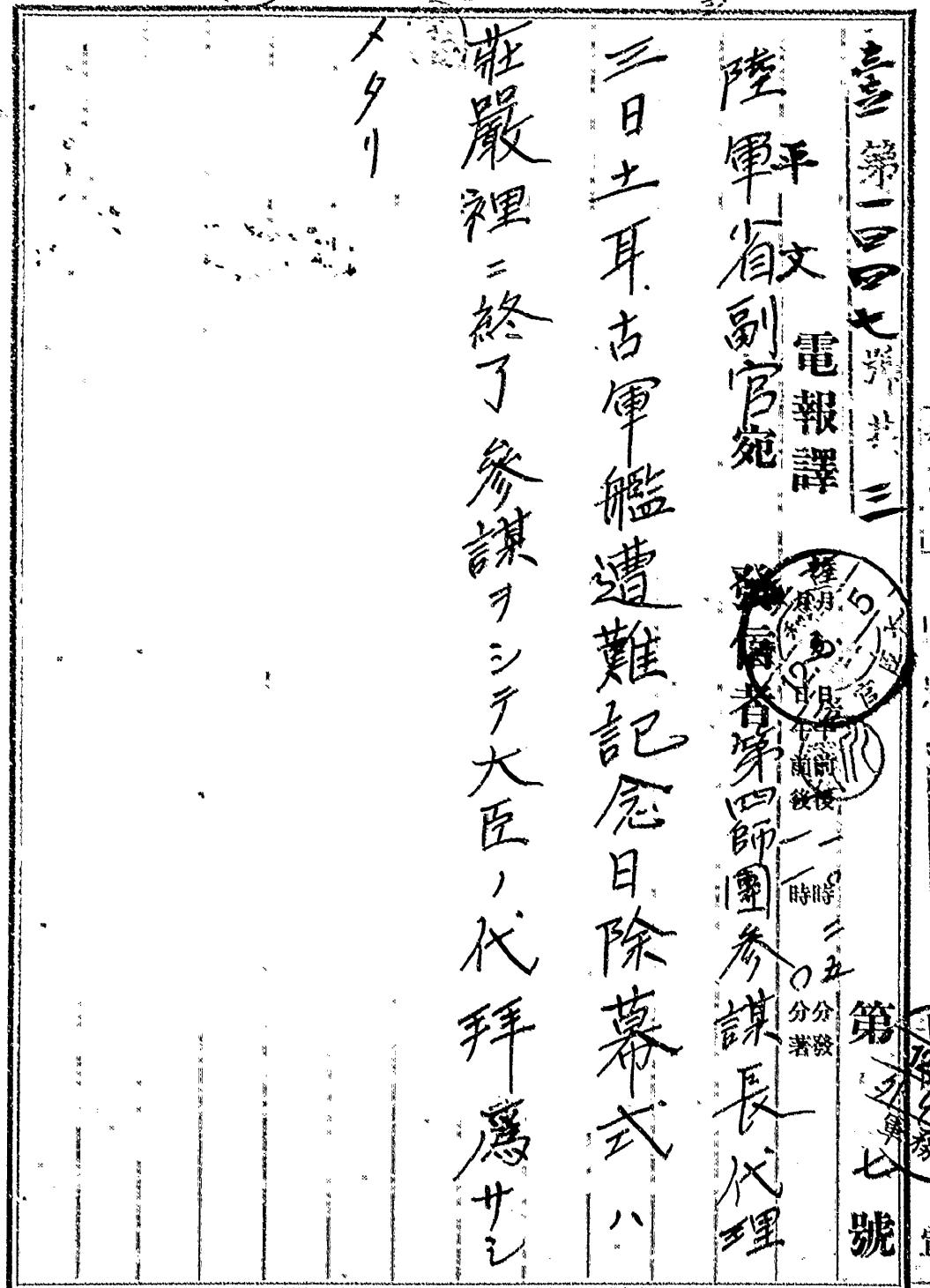
落霞集

二三
ヨ 九時五〇 指手ワタ
吉セ一字ムロマルシオミサキムゼン五ヨ八時四五分

卷之三

シユウリヨウ」カサネテオンレイモウシアグトルコタインを
レキ





陸軍電信署紙 1626

文

本

指

局

發

案

一
二

〇分

技手ワタ

著信等號

事記

廿七九年六月一日 時〇分

三ビトルコタ ンカンソウナンキネンヒシ ョマクシキハソウロ ンリニシヨウリヤウサ
ンボ ウラシチタ イジンノタ イハイナサシメタリ四シサンボ ウチヤウタ イリ



陸軍省

外一機密合第一九四七號

昭和十二年四月三十日

外務次官 堀 内 謙

陸軍次官 梅 津 美 治 郎 殿

和歌山縣大島村ニ於ケル土耳其軍艦遭難碑除
幕式ニ關スル件

本件ニ關シ今般在京「ゲレデ」土耳其大使ヨリ佐藤外務大臣宛別
紙譯文ノ通近ク和歌山縣東牟婁郡大島村ニ竣工ノ旨ナル土耳其軍
艦「エルトゥルル」號遭難（明治二十三年九月十六日）犠牲者記
念碑除幕式舉行ノ日取及之ニ關スル同大使一行ノ旅程ヲ通知越スト
共ニ右關係官廳へ周知方依頼シ來リタルニ付此般通報申進ス
追テ内務省ヨリ關係地方官憲へ通報方御取計相煩度シ

外務省

(釋文)

以書翰啓上致候陳者一九三六年八月二十七日附第二七九七、一〇一號摺信（昭和十一年十月遺難記念碑定礎式ノ爲土耳其大使和歌山縣下ノ旅行ニ付通知シ來レルモノナリ）ニ關シ左ノ通報スルノ光榮ヲ有シ候。

大島村ニ於ケル「エルトウヤル」號遺難者記念碑建設作業ハ近ク終了シ右記念碑除幕式ハ六月三日舉行カラル（ク候本使ハ右式典ヲ主宰スル爲左ノ適當大使館金館員及普國海軍ニ於ケ修業中ノ士官二名ヲ伴ヒ五月三十一日（月曜日）夜難京可致候

商務省事官 レシヤト・ケリモル氏

陸軍武官 リュシュチニ・エルデルヒュン半佐

大使館二等書記官 ユレティン・ナジ・アクンジ博士

同 ニザメズイシ・エレネル氏

陸軍武官補佐官 ハイリ・サネル大尉

海軍大臣
ゼキ・ペヤト氏

シエレフ、カラビナル氏

大使館通譯
近江谷氏

一行ハ六月一日大阪滞在、二日大島ニ向ケ出發シ四日歸京シ爲大阪

ニ到着ノ豫定ニ有之候

右閣下ニ通報スルト共ニ兩國友好關係上歴史的オル最初ノ關係之記
念スヘキ右除幕式ニ付關係文武宣讀ニ對シ周知方御依頼事途無
本使ヘ茲ニ重テ閣下ニ向テ敬意ヲ表シ候
敬具

一九三七年四月二十二日

ヒュースレフ、ゲレア

外務大臣 佐藤尚武 閣下

花輪代請求ノ件



昭和十二年六月三十日 第四師團副官 山中萬次郎

陸軍省副官 寺倉正三殿

トルコ軍纏遭難記念式ニ贈呈セラレタル花輪代別紙ノ通り支拂タルニ付御序ノ切御送金彼下度御依頼申上候

追テ右ハ日時ニ餘裕ナク然モ遠隔ノ地ニ送附シテ鬼モ角モ間ニ合ハセシムル爲メ先方ニテ組立ニ要スル職工ノ派遣並ニ運賃等ヲモ負擔シテ處置セシ爲メ特ニ經費ヲ要シタルニ付申添フ

陸軍

ノ貨物の御用命はせニヤヘ (諸士佐五日目)
装簡物

No. 8660.

領收證



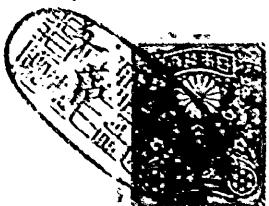
一金矣拾也同々拾錢也

但シ別紙請求書通り

右正ニ領收候也

昭和 12年 6月 29日

大阪市西區物下通一丁目
株式会社 錢屋商會 大阪



印ニ熟悉ハノモキナ印者技及印社ニ職本

佐賀省刻官印一様

1631

1632

昭和拾貳年六月廿二日

235

陸軍有制官部

節中



株式会社 錢屋商會 大阪支店



用 途 品 目	長 巾 數	量 單 價	金 額
花			
獨			
一對			

一金足少拾包圓立拾 錢四
譯於紀州人島トニコ軍艦遭難紀念式御用

朱文之會士鑑定局會士反之正

8391